

社会福祉法人 北蓮児童育成会

<理事・監事および評議員の報酬等に関する規程>

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法（昭和26年法律第45条）第45条の35第1項および社会福祉法人北蓮児童育成会定款（以下「定款」という）第8条及び第22条の規定に基づき、理事監事および評議員（以下「役員」という）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等の報酬等は、定款第8条および第22条の規定にかかわらず、報酬等は支給しないものとする。

(改廃)

第3条 この規定の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

附則

(施行年月日)

この規定は平成29年6月17日から施行する。